

令和4年7月5日

自家用有償旅客運送者に輸送の安全確保命令を発出しました。

鳥取運輸支局では、鳥取県の自家用有償旅客運送者である日南町から無車検運行を行った旨の自主申告があったことを端緒として、同町に対して令和4年3月17日に監査を実施しました。また、車両を日南町から借り受けていた特定非営利活動法人多里まちづくりサポートセンターに対しても令和4年3月24日に監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法等関係法令に違反が認められたことから、下記のとおり、それぞれに輸送の安全確保命令を発出しましたので、お知らせします。

記

- 1 行政処分年月日：令和4年7月5日
- 2 運送者の名称：①日南町（事務所：NPO法人多里まちづくりサポートセンター）
②特定非営利活動法人多里まちづくりサポートセンター
- 3 運送者及び事務所の所在地：鳥取県日野郡日南町
- 4 輸送の安全確保命令の概要：
 - ・自動車検査証の有効期間の管理を適切に行うこと。
 - ・整備管理の体制を改善すること。（①日南町）
 - ・運転者台帳を適切に管理すること。
- 5 主な違反条項：道路運送法第79条の9第1項
- 6 違反行為の概要
 - ・有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車を運行の用に供していた。
 - ・自家用有償旅客運送自動車の整備管理の体制の整備に不備があった。（①日南町）
 - ・運転者台帳が作成されていなかった。（①日南町）
 - ・運転者台帳の記載に不備があった。（②特定非営利活動法人多里まちづくりサポートセンター）
- 7 その他：警告書の発出を同時に行った。

【問い合わせ先】

鳥取運輸支局 自動車運送事業監査室 担当：柏木、田中
TEL：0857-22-4120 FAX：0857-22-4140

【資料配付先】

県政記者クラブ